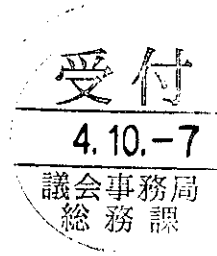


(様式2)



令和4年10月7日

京丹後市議会議長 様

会派名 丹政会
代表者氏名 中野 勝友

調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 日程 令和4年5月25日(水)～26日(木)
- 2 場所 厚生労働省・内閣府
- 3 目的 【研修】
厚生労働省：ヤングケアラーについて
内閣府：国土強靱化、重要土地規制法について
- 4 該当する政務活動費の使途項目 研修
- 5 支出経費の内訳と金額
交通費 京都駅⇄東京駅
宿泊費
合計 150,600円(JR東海ツアーズ)
- 6 参加議員名
中野勝友、池田恵一、谷津伸幸、東田真希、平井邦生、和田晋
- 7 活動成果の概要、所見 別紙のとおり
- 8 成果物、資料等 別紙のとおり

視察年月日：令和4年5月25日（水） 厚生労働省

目的：ヤングケアラーについての研修

《概要》

ヤングケアラーとは「本来、大人が担うような家事や家族のケア（介護や世話）を日常的に行う、18歳未満の子ども」のことであり、ニュースや新聞でも取り上げられ、全国的な課題として認識され始めている。国においても令和3年6月に閣議決定した骨太方針に、ヤングケアラーへの支援を明記し、実態調査を実施。プロジェクトチームを立ち上げて調査報告等がなされ、支援についても予算が組まれるなど、ヤングケアラー支援のための取り組みが進んでいる。国の動向や支援策について学び、本市においても実態を把握したうえで施策に反映させる必要がある

《課題》

- ヤングケアラーはデリケートな問題であり、表面化し難い構造。紙面など表面的な調査では支援が必要な子どもを見つけることが難しい。
- 関係機関においても研修が不十分であり、職員のヤングケアラーに対する認識や知識が不足している。
- 地方自治体での現状把握が不十分である。
- 支援策、支援につなぐための窓口が明確でない。また福祉機関の専門職からは同居家族による介護力と判断され、サービスの利用調整がされるなど制度に反映されていないケースがある。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても周囲の大人が気づくことができない。

《国の支援策》

令和4年度予算：212億円

○実態調査の支援

目的：実態調査

補助基準：225万円

負担割合：国1/2、市：1/2

○関係機関職員研修

目的：支援体制の強化

補助基準：169.5万円

負担割合：国1/2、市：1/2

○コーディネーターの配置

目的：把握したヤングケアラーを適切な支援につなぐ

補助基準 631.2万円

負担割合：国 2/3、市：1/3

○ピアサポート等相談体制の推進

目的：ヤングケアラーに寄り添い、必要な相談支援を行う

補助基準：253.9万円

負担割合：国 2/3、市：1/3

○オンラインサロンの運営支援

目的：SNSなどを活用した集いの場を創出し、相談、悩みを共有

補助基準：171万円

負担割合：国 2/3、市：1/3

《国の方向性》

○様々な広報活動の実施

令和4年度から3年間を社会的認知度向上の集中取組期間とする

○市区町村における子育て家庭への支援充実

訪問型、通所型支援、短期入所支援の種類・量・室の充実を図るとともに親子関係の構築に向けた支援。

○児童福祉法等の一部を改正

令和6年4月1日度施行

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に建材かしている状況等を踏まえ子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うもの

《所見》

ヤングケアラーは近年、全国的な課題として取り上げられ始めている。

国が実施した調査結果では、世話をしている家族がいると回答したのは小学校6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%であり、概ねクラスに1～2人は家族のケアをしている生徒がいるという計算になる。家族の世話をしている場合、健康状態が「よくない・あまりよくない」、欠席、遅刻や早退が「ある・たまにある」と回答した生徒の割合が高くなっており、家族の世話をしていない場合に比べ、健康状態が悪く、学校生活にも支障が生じていると考えられる。子どもたちは、自身では気が付かないうちに、我慢を強いられる環境に置かれていることが、調査により明らかとなった。

本市においてもまずはヤングケアラーの実態調査を行い、本市の現状について把握し、結果によっては適切な施策を講じる必要がある。

視察年月日；令和4年5月26日（木）

内閣府：国土強靱化、重要土地規制法について

《国土強靱化について》

(1) 国土強靱化とは

いかなる自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財債及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さとしなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること。

(2) 国土強靱化の経緯

1959年 伊勢湾台風⇒「防災」概念の明確化

1995年 阪神・淡路大震災⇒「減災」の推進

2011年 東日本大震災⇒「国土強靱化」の取組み

※ 毎年のように全国各地で自然災害が頻発、これから発生が想定されている大規模自然災害に対して最悪の事態を念頭に置き、平時からハード・ソフトの取組みを中長期視点に立った事前防災対策を進めることが重要。

※ 事前防災対策が後手に回ることによる社会経済などへの損失

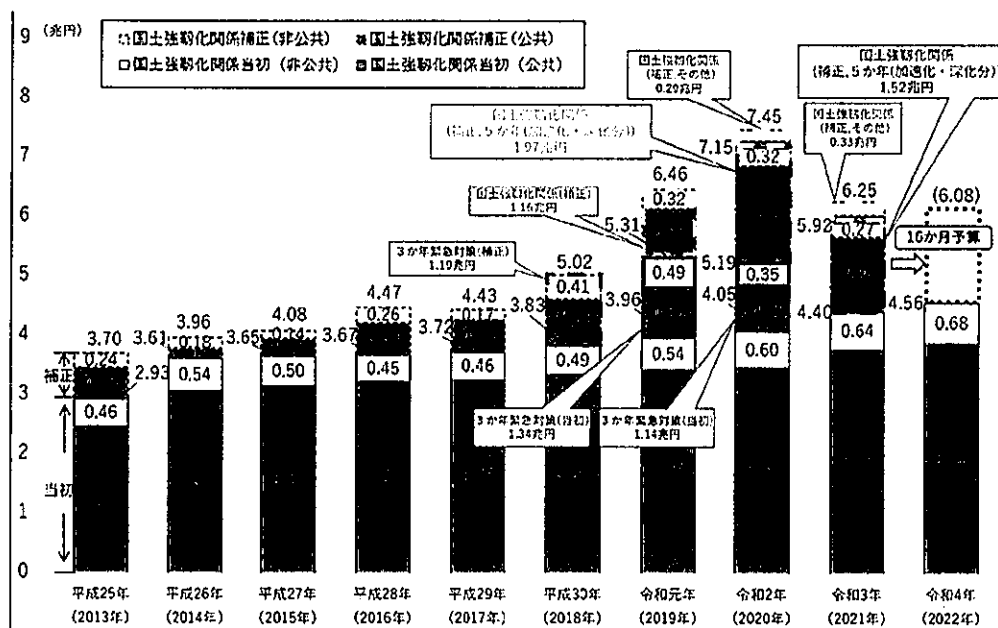
【例】平成30年7月 西日本豪雨

倉敷市高梁川水系小田川の堤防決壊で12平方kmに及ぶ大規模な浸水が発生
被災前に対策していた場合の費用 480億円
被災後に要した実際の費用・被害額 2695億円（約5倍の費用を要した）

(3) 国土政策・産業政策も含めた総合的な対応

- ① 国土政策（災害に強い国土づくり（国土利用の見直し）
 - ・依然として進展する東京一極集中からの脱却
 - ・災害リスクを踏まえて土地利用・まちづくり
 - ・交通、物流分野等における代替性の確保 等
- ② 産業政策（民間部門の強靱化、自助・共助の取組）
 - ・民間企業などの防災投資の促進
 - ・事業継続力の強化、強靱なサプライチェーンの構築
 - ・地域防災を支える建設関連産業や中小企業の活性化等

(4) 国土強靱化関係予算の推移



毎年、予算額が増加しており、公共事業予算の中の占める国土強靱化の関係の予算の割合も増えている。

(5) 防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

期間：令和3年度から令和7年度の5か年

事業規模；約15兆円（事業費）

概要：事業を加速化し目標達成年次の前倒し等を実現

以下の3分野についてさらなる加速化、深化

- ① 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
- ② 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
- ③ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

(6) 国土強靱化地域計画の内容充実の促進

97%の市町村で策定が進んでいる状況を踏まえ、交付金・補助金の重点化などの対象を見直すなどにより、計画の策定から「内容充実」へと支援を転換。

⇒ 関係府省庁の交付金・補助金を地域計画に事業実施箇所など具体的に明記した事業に重点化

【例】5年後、10年後、20年後など、「いつまでに」「どこで」「どのような」強靱化の取組が行われるか明確にするため個別事業を地域計画に明記。

(7) 民間の取組促進

直接的に民間の投資を促進する施策

【例】住宅・建築物安全ストック形成事業、中小企業防災・減災投資促進税制

民間の自主的な取組を促進する施策

【例】民間の取組事例集、レジリエンス認証制度

広報・普及啓発の取組

(8) 質疑応答

問 市町村レベルで対応できることは何か。

答 学校の体育館の空調が大きなテーマになってくる。

問 国土強靱化地域計画に市町村としてどこまで具体的に記載できるのか。

答 事業ごとに記載していただく内容が違う。期間、長さ、数量、事業費が主になる。府とも相談する必要があり市町村だけでは書けないと思うが、ハードルが高いことは認識をしている。その場合、こちらに相談していただきたい。

(9) 所見

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発しているが、日本の防災・減災対策は過去の大災害の教訓から、防災から減災、そして国土強靱化へと進化した。国土強靱化の最大の目的は大災害から人命・財産を守ることは言うまでもない。国土強靱化は大災害の都度、長期間かけて復旧・復興を図る「事後対応」の繰り返しを避け、平時から大災害に対して備えるため、「事前」防災対策を行うこと、また国土政策、産業政策を含めた総合的な対応をおこなうことが大きな特徴である。説明の中で、事前防災対策が後手に守ることによる社会経済等への損失が5倍にもなる事例があり、事前防災対策の必要性、重要性を強く認識した。また地方自治体は国土強靱化地域計画を策定しているが、その内容や取組みについての充実をしていく必要がある。その理由として計画に具体的に明記されている事業について国の交付金、補助金を重点的に受けられること、そして計画の内容充実について行政だけではなく、民間事業者や住民が連携協働しながら、目指すべき「将来の地域の姿」を明らかにし、具体的に取り組んでいくことが地域の強靱化につながると考える。

視察年月日：令和4年5月26日（木） 内閣府

目的；重要土地等調査法について

《重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律》

目的は、第一条に記載されているが、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする。

もともと、土地の売買などについての情報は国税関係や地方自治体などバラバラに行っており、責任ある部署が調査を行えるようにすることもこの法律の背景にあった。

重要施設として位置付けるものとしては、防衛関係と重要インフラ設備例えば原子力発電所などがある。こうした施設の周囲約1km区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができるものである。本市では経ヶ岬にレーダー施設があるが、その周囲1km区域内にレーダーの機能を妨害するような例えば巨大な塀などを設置することに規制をかけるものである。不動産の取引についても事前届出し所有者を把握するものである。

質疑

問 京丹後市には米軍のレーダー基地がある。地元住民への周知は。

答 自治体との相談となる。土地の売買を規制するものではない。

問 事前届け出について所有者側が土地の売買をするときに必要なのか。

答 不動産業者が行う。できるだけ簡潔にしていきたい。

問 調査のことを詳しく。

答 注視区域内に新しく建てるのか、例えばレーダーに妨害になるようなものを建てることになったときに、調査に行く。建築確認が出たタイミングなどで調査に行くことになる。

以上